

事務手続きのしおり

P1～ 諸費について

P4～ 就学援助の申請について



尾道市立高西中学校 事務室

令和 5 年 1 月 17 日

新 1 年生保護者の皆様

尾道市立高西中学校
校長 濱本 かよみ

学年諸費について（お願い）

本校では、学年諸費や P T A 会費の納入を尾道市農業協同組合の口座振替で行っています。新年度開始後、学年諸費の納入事務を円滑に行うため、次のことについて期日までに手続きをお願いします。

また年間の納入額につきましては、次ページに令和 4 年度第 1 学年の実績額を掲載しておりますので、ご参考ください。

1 学年諸費等振替希望用紙の提出

学年諸費等の口座振替は、月々の振替又は年間一括の振替のどちらかをお選びいただきます。振替手数料は 1 回につき 55 円必要となります。月々の振替の場合は、毎月振替手数料がかかることをご了承ください。

振替のご希望は、入学説明会当日に配布する「学年諸費等振替希望用紙」にご記入いただき、入学説明会終了後に提出をお願いします。

2 学年諸費等の口座振替手続き

別紙「記入例 口座振替依頼書」をご覧ください、「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・押印のうえ、尾道市農業協同組合へ提出してください。また尾道市農業協同組合に口座をお持ちでない方は、お手数ですが尾道市農業協同組合尾道東支店にて新規に開設してください。

なお「口座振替依頼書」は、入学説明会当日に受付にて配布いたします。

【口座振替手続きに係る提出物】

●口座振替依頼書

提出先：尾道市農業協同組合 尾道東支店 または 尾道北支店

提出期限：令和 5 年 2 月 15 日（水）

※口座の新規開設を行う場合は、尾道市農業協同組合 尾道東支店 にて手続きをお願いします。

趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いします。

尾道市立高西中学校 学年諸費等の納入について

1 納入方法

「尾道市農業協同組合」の「口座振替」による。

2 振替日等

(1) 振替日 毎月 27 日

(2) 振替手数料 1 回 55 円 (保護者負担)

※ 振替金が不足している場合でも、手数料は 1 回につき 55 円かかります。

※ 振替日に振替ができなかった場合は、翌月まとめて振替が行われます。

3 年間納入額〈令和 4 年度実績 (第 1 学年)〉

月	学年諸費(円)	PTA 会費(円)	月合計(円)
5 月	3,500	1,500	5,000
6 月	3,500	1,500	5,000
7 月	3,500	1,500	5,000
8 月	3,500	1,500	5,000
9 月	3,500	1,500	5,000
10 月	3,500	1,500	5,000
11 月	3,500	1,000	4,500
12 月	3,500	1,000	4,500
1 月	3,500	1,000	4,500
合 計	31,500	12,000	43,500

記入例

JA 保管用

口座振替依頼書

RO 年 O 月 O 日

尾道市農業協同組合 御中

1. 新規 2. 変更 3. 解除 ←いずれかに○を付してください。

私は、下記の委託者に支払うべき料金等を、口座振替によって支払うことにしたいので、次の記入事項を確約のうえ依頼します。

入学生徒 を記入。	委託者名		尾道市立高西中学校 A				収納の種類		諸 費	
	委託者番号 (JA 記入)									
学 費 等 の 場 合	フリガナ	オノミチ ハナコ		性別	生 年 月 日		学年	年 組		
	生徒 氏名	尾道 花子		男 女	HO 年 O 月 O 日		入学 入園	R5 年 4 月		
引き落 とし口座を 記入。	貯 金 者 (口座名義人)	住所	〒 729-0141 尾道市高須町△△△△番地					お届出印		
		フリガナ	オノミチ タロウ					電 話 番 号		
	氏名	尾道 太郎					(0848) 46-****		尾 道	
	契 約 者	住所						承諾印		
		フリガナ						電 話 番 号		
		氏名						() -		
振 替 指定口座	金 融 機 関 名		支店・出張所名		種目	口 座 番 号				
	尾道市 農業協同組合		□□支店		普通 当座	1 2 3 4 5 6 7				
	金融機関コード	8 0 2 9	店舗コード	0 0 0						
振 替 日	委託者が指定する日 (休日の場合は翌営業日)					振替開始月 (予定)		R5 年 4 月 日		

口座の印鑑
(1・2・3枚
目押印)

通帳を確認し
て正確に記入。

尾道市農協の
口座に限りま
す。

- 記
- 私は、下記の委託者に支払うべき料金等について、委託者から請求があったときは、私は通知することなく、または当座または口座振替による引落としのうえ、お支払いいたします。なお、振替指定口座は、振替指定規定にかかわらず、貯金通帳、貯金払戻請求書等によりお支払いいたします。
2. 貯金口座の残高が振替日において請求金額に満たない場合は、不足分は委託者へ連絡されても差し支えありません。また、委託者から請求のあった金額を引落としの上、支払いたします。
 3. この契約を解約する時は、私から貴店に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり、委託者から請求がない等相当の事由がある時は、特に届出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱っても差し支えありません。
 4. この貯金口座振替による引落金額の領収通知は、上記貯金口座に記帳することで、領収の通知とすることを承諾いたします。
 5. この貯金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによるものを除き、貴店には一切迷惑をかけません。

【注意！】
高須支店・山波支店は、尾道東支店に名称変更・統合しているため、尾道東支店と記入してください。

組合使用欄

受付印	検 印	印鑑照合

令和5年1月17日

新1年生の保護者のみなさまへ

尾道市立高西中学校

校長 濱本 かよみ

就学援助の申請について

尾道市では、市立の小・中学校に入学（在学）する児童生徒に、家庭の事情に応じて、学用品費・給食費・修学旅行費などを援助する制度が設けられています。

令和5年度 就学援助を希望される方は、「就学援助費申請書」に必要事項を記入・押印の上、手続きに必要な添付証明書類と一緒に学校へ提出してください。

提出締切 #REF!

○給食費以外は口座振込です。（テリバリー給食は口座振込）

*申請書裏面の振込口座は必ず記入してください。（口座名義・口座種別・口座番号・支店名）

*令和4年度と同じ口座の場合は、通帳の写は不要です。

*口座変更される場合は、通帳の写を必ず添付してください。

*小学校と中学校の両方に在学する場合、同じ口座を指定してください。

○申請理由区分の証明書類を添付してください。

「令和5年度 就学援助について（お知らせ）」を参考に「証明書類」を添付してください。

※申請理由9「経済的に困っている」については、下欄へ状況を詳しく記入してください。申請理由7・8以外で尾道市に1月1日現在住民票がある場合は、添付書類は必要ありません。

※記入例を同封しておりますので参考にしてください。

○令和5年4月1日現在の状況を記入してください。

○認定について

教育委員会が内容を精査し、認定結果は、学校を通してご連絡します。

問い合わせ：高西中学校 事務 ^{たおこし} 峠越まで

☎ (0848) 46-0205

令和5年度尾道市就学援助受給申請のお知らせ

令和5年1月
尾道市教育委員会

尾道市教育委員会では、家庭の事情に応じて、学用品費や学校給食費など学校に必要な費用の一部を援助する制度があります。援助の内容については、変更の可能性もありますのでご了承ください。

1 援助を受けることができる人（次のいずれかに該当する人）

区分	申請理由	注意事項
1	生活保護を受けている人	必ず申請してください。
2	生活保護が停止又は廃止になった人	令和4年4月2日～令和5年3月31日の間に限ります。
3	市民税が非課税の人(地方税法第295条)	令和5年1月1日時点で尾道市に住民票を置き、学生を除く16歳以上の方の同居者全員がこの理由に該当している必要があります。
	市民税が減免された人(地方税法第323条)	
	個人事業税が減免された人	
	固定資産税が減免された人(地方税法第367条)	
4	国民年金の保険料が免除された人(国民年金法第89条・第90条)	20歳以上の同居者全員がこの理由に該当している必要があります。
5	国民健康保険料が減免又は徴収猶予された人(国民健康保険法第77条)	
6	児童扶養手当を受けている人	児童手当・特別児童扶養手当は除きます。『申請中』では申請できません。
7	生活福祉資金の貸付を受けている人	生活福祉資金貸付決定通知書(写)を提出してください。
8	雇用保険の失業給付を受けている人	雇用保険受給資格者証(写)を提出してください。
9	経済的に困っている人 (令和4年分の世帯総所得金額が市の基準を下回る世帯)	同一世帯の合計所得金額で判定します。 なお、当制度においては、次の人も「同一世帯員」とみなします。 ・世帯を分けている(世帯分離の)同居者 ・単身赴任中の家族

2 申請の方法

援助を希望する人は、就学援助費申請書に記入・押印のうえ、必要書類を添付して、児童生徒の在籍する学校へ提出してください。
令和4年度に就学援助を受けている人も、再度申請が必要となります。申請書記入例を参考にしてください。

申請受付期間	在校生	令和5年2月15日(水)まで	在籍する学校へ申請書等を提出してください。
	新入生	令和5年4月7日(金)まで	

3 必要書類

次の方は必要書類を提出してください。

対象者	必要書類
生活福祉資金の貸付を受けている人	生活福祉資金貸付決定通知書(写)
雇用保険の失業給付を受けている人	雇用保険受給資格者証(写)
令和5年1月2日以降に尾道市に転入された人 (令和5年1月1日時点で住民登録がない人) ※世帯の中に対象者がいる場合も含めます。	前住所地の市町が発行する所得課税証明 (所得課税証明は、おおむね6月頃に交付が可能となります。申請受付期間中に申請書のみ提出し、6月以降に課税証明書を提出してください。)
★初めて申請する人	通帳の写し
★令和4年度受給者で口座を変更する人	(口座名義、口座種別、口座番号、支店名の分かるものを添付してください。)

※ 上記以外の方は申請書のみ提出となります。

《申請についての注意事項》

- ※ **令和5年1月1日**時点で尾道市に住民票を置く人で、勤務先から市に給与支払報告書の提出がある人・市に市県民税の申告をしている人・税務署で確定申告をしている人については、申請書のみ提出となります。**所得がない場合でも市県民税の申告が必要です(世帯員に扶養されている人は除きます)。**手続きが終了していないと審査ができません。申請前によくご確認いただき、必要な手続きを済ませてください。
- ※ **令和5年1月2日以降に尾道市に転入された方が世帯内にいる場合、所得課税証明の提出により審査を行うため、認定が通常より遅れる可能性があります。**ご了承ください。
- ※ **令和4年度就学援助を受けていた人は、支給時に配布しております「支給明細書」で振込口座をご確認のうえ、申請書にご記入ください。**

申請受付期間までに申請された人の判定結果は、6月上旬に児童生徒が在籍する学校を通じてお知らせします。

認定された場合、就学援助費を申請者(保護者)口座へ振り込みます(学校給食費・医療費を除きます)。支給前に「支給明細書」で支給費目や金額、振込予定日をお知らせしますので、ご確認ください。

学校納入金に未納がある場合、児童生徒が在籍する学校へ振り込むことがあります。申請書で同意のうえ、申請してください。

5 援助の内容 (金額は令和4年度の年額です。)

※ 支給は月末払いです。

援助の内容		対象(認定種別)	支給学年	支給金額	支給時期	振込先	備 考
学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿舎がないもの)		準要保護	小1	13,230 円	年 3 回 (6 月・9 月・2 月)	申請者 口座	左記の金額を年 3 回(学期ごと)に分けて支給。年度途中の認定者については、月割の金額を支給。
			小2～6	15,500 円			
			中1	25,040 円			
			中2～3	27,310 円			
校外活動費 (宿舎ありのもの)		準要保護	小学生	上限 3,690 円	実施後 (年1回)	申請者 口座	交通費と見学科(入場料や飯盒炊さん費用等)が対象。
			中学生	上限 6,210 円			
新入学児童生徒学用品費		準要保護	就学予定者 (新小1分)	54,060 円	3月(入学前)	申請者 口座	小学校入学前に別途申請が必要。
			小6 (新中1分)	60,000 円	2月		
修学旅行費		要保護 準要保護	小6 中2	実 費	実施後	申請者 口座	修学旅行に要する経費が対象。 (支給制限あり)
通学費		準要保護	全員	実 費	実施後	申請者 口座	片道の通学距離が、小学校 4 km以上、中学校 6 km以上ある者が、公共交通機関を使用した場合(特別支援学級は距離制限なし)。
学校給食費		準要保護	全員	実 費	年 3 回 (6 月・9 月・2 月) ※デリバリー給食 9月・1月・3月	校長 口座	学期ごとの金額を支給。 ※デリバリー給食は保護者口座に支給。
体育実技用具費		準要保護	中学生	柔道 上限 7,650 円 剣道 上限 52,900 円	実施後 (在学中(3年間に1回のみ))	申請者 口座	授業のために必要な用具を購入した場合、左記の金額を限度として支給。
医 療 費	疾 病	要保護 準要保護	全員	自己負担額 (保険優先)	医療券 交付	医療 機関	対象 疾病 ・う歯 ・中耳炎 ・トラコーマ ・結膜炎 ・アデノイド ・白せん、かいせん、膿疱疹 ・慢性副鼻腔炎 ・寄生虫病
	通院費	要保護 準要保護	全員	自己負担額	受診後	申請者 口座	最寄りの医療機関と学校との距離が 4km以上で、公共交通機関を利用した場合。
	※ 教育委員会が発行した医療券を提出すれば、無料で受診できます。必ず受診前に学校へご連絡ください。 ※ ひとり親家庭等医療費助成制度又は子ども医療費助成制度との併用はできません。ご注意ください。						

* 要保護：生活保護世帯の児童生徒。

* 準要保護：要保護者に準ずる程度に困窮している世帯の児童生徒で、教育委員会が援助を必要と認めた児童生徒。

6 特別な支援を要する児童生徒の援助について

通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3(特別支援学校の入学基準)に規定する障害の程度に該当すると教育委員会が判断した児童生徒については、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳しくは児童生徒が在籍する学校または教育指導課に設置しております「特別支援教育就学奨励費のお知らせ」をご覧ください。

7 認定後、手続きを必要とする場合

認定後、次の場合には、速やかに学校又は教育委員会へご連絡ください。

※ 申請書に記入した内容の変更が生じる場合(世帯員の増減や市内転居、保護者変更等)

※ 年度途中で、市外へ転出・転校する場合

※ 申請理由に該当しなくなる場合(児童扶養手当の支給停止等受給資格を喪失した場合)

支給済みの就学援助費について、調整や返還が生じる場合があります。ご了承ください。

問い合わせ先

児童生徒が在籍する学校または尾道市教育委員会教育指導課学事係(TEL 0848-20-7474)へお気軽にご相談ください。

* 就学援助の申請は、中途申請も随時受け付けています。

中途申請をされる人は、毎月20日までに申請書に必要書類を添えて、児童生徒が在籍する学校へ提出してください。

【記入例】

裏面も忘れずに記入してください！

令和5年度就学援助費申請書

申請No.

(申請先) 尾道市教育委員会 様

令和5年4月1日

私は、次の理由により、就学援助費の支給を受けたいので、必要事項を記入し、申請いたします。申請内容に相違ありません。

申請(保護)者 住所 〒722-8501

尾道市久保一丁目15-1

電話 (0848) 20-7474

フリガナ オノミチ ジロウ

氏名 尾道 次郎

《援助を希望する児童生徒》

学校名	学年	児童生徒氏名	満年齢	生年月日
○○小中学校	1	フリガナ オノミチ イチロウ 尾道 一郎	6	平成 28. 4 . 2
	5	フリガナ オノミチ サクラ 尾道 さくら	10	平成 25. 1 . 1
		フリガナ		平成 . .
		フリガナ		平成 . .

《上記児童生徒以外で生計を同一にする者の状況》

	家族の氏名	続柄	満年齢	生年月日	職業・学校名など
1	尾道 次郎	申請者	42	平成 56. 4. 1	(株) ○○○
2	尾道 花子	妻	41	平成 56. 5. 1	なし
3	尾道 太郎	子	13	平成 21. 4. 20	△△中学校
4				平成 昭 和 平 成 令和	
5				平成 昭 和 平 成 令和	
6				平成 昭 和 平 成 令和	
7				平成 昭 和 平 成 令和	
8				平成 昭 和 平 成 令和	

申請者(保護者)から
みた続柄を記入してく
ださい。

《住宅の形態》

1. 持家
2. 借家

《前年度の援助》

1. 有
2. 無

《申請事由》 ※ 該当番号に○印をしてください。

- 生活保護受給者
- 生活保護の停止又は廃止
- 市民税の非課税又は減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免
- 国民年金保険料の免除
- 国民健康保険料の減免又は徴収猶予
- 児童扶養手当の支給
- 生活福祉資金の貸付
- 雇用保険の失業給付
- 経済的に就学困難な状態(下欄へ詳しく記入してください。)

妻は身体が弱く長時間の労働ができないため、私の所得のみです。生活が苦しいので受給を希望します。

《校長の意見》

上記のとおり就学援助を必要とする児童生徒として報告します。

令和 年 月 日

尾道市立 学校長

《民生委員の助言が必要な場合》

令和 年 月 日

尾道市 区 民生委員

提出する日を記入。

年度当初の申請の場合、4月1日としてください。

同じ学校に在校生と新1学年の児童生徒がいる場合には、あわせて申請してください。

申請日(年度当初申請の場合、4月1日)時点の年齢を記入してください。

生計を同一にする者には、
・ 単身赴任の方
・ 世帯を別にして同居している方も含めます。

小学校と中学校に在学する場合、それぞれの学校に申請する必要があります。
例の場合、○○小学校と△△中学校に提出する必要があります。

申請者又は家族の所有の場合には“1持家”、それ以外で家賃等の支払いがある場合、“2借家”へ○をしてください。

前年度(令和4年度)も就学援助を受けていた方は“1有”へ○をしてください。

該当する番号に○をつけてください(複数回答可)。
“9経済的に就学困難な状態”の場合、詳しい状況を下欄へ記入してください。

申請者(保護者)は記入しないでください。
教育委員会が必要と判断した場合、民生委員に助言を求める場合があります。

在籍する学校が記入します。
申請者(保護者)は記入しないでください。

申請書は、在籍する学校へ提出してください。

口座振込でお支払いする費用があります。必ず申請者(保護者)口座を記入してください。

委任・同意・口座振替依頼書

《個人情報の使用》

- ・ 就学援助の決定又は実施において必要がある場合には、私及び私と生計を同一にする者の住民基本台帳、市民税課税台帳、児童扶養手当受給情報等の個人情報を教育委員会が閲覧し、これを根拠として用いることに同意します。また、このことについて、私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。
- ・ 否認となった場合、提出した個人情報は使用しないこととなりますが、事務処理を円滑に行うため、これを提供することに同意します。

《委任》

- ・ 認定後、就学援助費の請求に関する事務を児童生徒が在籍する学校の校長に委任します。また、就学援助費のうち学校給食費については、一切の権限を校長に委任します。
- ・ 学校に支払うべき経費を滞納し、学校運営に支障を来す場合には、私の下記口座への振り込みを停止し、就学援助費に関する一切の権限を校長に委任します。

《口座振込依頼》

- ・ 就学援助費は下記の口座に振り込みを依頼します。なお、振り込みをもって受領したものとします。また、学校給食費については学校指定口座へ、医療費については医療機関指定口座への振り込みを依頼します。

※ 申請(保護)者の口座を指定してください。

振込 口座	金融機関名	尾道 (ゆうちょ) 銀行 金庫 組合・農協						支店名						尾道 (一九八) 支店 支所 出張所					
	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)	0	1	2	3	4	5	6	預金種別 ()	(普通)・当座・その他									
	口座番号 (ゆうちょ銀行)	1	1	9	5	0	—	0		1	2	3	4	5	6	1			
	口座名義 (カタカナ)	オ	ノ	ミ	チ			ジ	ロ	ウ									

《申請内容の変更》

- ・ 申請した内容に変更がある場合には、速やかに就学している学校又は尾道市教育委員会教育指導課学係へ届け出ることに同意します。また、申請内容の変更に伴い、請求・返納等が生じた場合の事務を児童生徒が在籍する学校の校長に委任し、これに従います。
- ・ 就学援助費に係る校長口座に生じる利子については、放棄します。

申請(保護)者 住 所 〒 722 - 8501
尾道市久保一丁目15-1
電 話 (0848) 20 - 7474
フリガナ オノミチ ジロウ
氏 名 尾道 次郎

初めて申請する方及び前年度の振込口座を変更する方は、**通帳の写し**を必ず添付してください。(口座名義、口座種別、口座番号、支店名の分かるもの:図1参照)

【ゆうちょ銀行以外】
金融機関名・支店名・預金種別・口座番号を記入してください。
口座番号は1マスに1字ずつ、右詰めで記入してください。

【ゆうちょ銀行】
金融機関名:ゆうちょ銀行
支店名:記入必要
口座番号(ゆうちょ銀行):
記号(5ケタ)-番号(8ケタ)
右詰めで記入してください。

口座名義をカタカナで記入してください。

内容をよく読み、署名してください。

(これより下は教育委員会記入欄になります。申請者(保護者)は記入しないでください。)

(図1)

【注意事項】

- ・ 通帳の写しを添付する場合(新規申請・前年度と口座を変更する人)は、図1のとおり通帳を開いたページ(見開き部分)の写しを添付してください。(例はゆうちょ銀行です。)
- ・ 特別な事情がある場合を除いて、**申請書の提出後に口座を変更することはできません**。1年間使用しますので、申請前によくお考えください。
- ・ 前年度就学援助を受けていた人は、支給時に配布しております「支給明細書」で振込口座をご確認ください。
- ・ 申請事由7(生活福祉資金の貸付)、申請事由8(雇用保険の失業給付)及び令和5年1月1日時点で尾道市に住民票を置いていない人(転入された人・単身赴任の人等)が世帯内にいる場合は、**添付書類が必要となります**。それ以外の理由で申請する場合は、添付書類は必要ありません。添付書類により審査を行う場合、通常より認定が遅れる可能性があります。ご了承ください。
- ・ 給与所得者及び被扶養者(世帯員に扶養されている人)以外の人は、確定申告や市県民税の申告が必要です(所得がない場合であっても申告が必要な場合があります)。申請前にご確認いただき、税務署又は市役所で必要な手続きを済ませてください。
- ・ 申請書裏面の『委任・同意・口座振替依頼書』は審査や認定後の手続きに必ず必要になりますので、内容をよく読み、署名してください。

令和5年1月17日

新1年生の保護者のみなさま

尾道市立高西中学校

校長 濱本 かよみ

特別支援教育奨励費の申請について

尾道市では、小・中学校に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒に教育費の一部を補助する制度が設けられています。詳しくは、別紙のお知らせをご覧ください。

令和5年度、補助を希望される方は、同封の「申請書」等に必要事項を記入・押印の上、手続きに必要な添付書類と一緒に担任へ提出してください。補助を希望しない場合でも、「別紙様式2」に辞退の旨を記入し提出してください。

提出締切 #REF!

問い合わせ：高西中学校 事務 ^{たおごし} 峠越まで

☎ (0848) 46-0205

～令和5年度特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ～

保護者のみなさまへ

令和5年1月
尾道市教育委員会

尾道市では、小・中学校に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、通学費や学用品費等、教育費の一部を補助する制度があります。

なお、昨年度より学用品・通学用品購入費、新入学用品・通学用品購入費の支給額決定について、レシート・領収書の提出が不要となりましたのでよろしくお願いします。

1. 対象となる人

生活保護又は就学援助を受けていない人で、次のいずれかに該当する保護者。

- ① 小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者
- ② 尾道市立の小・中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3（特別支援学校の入学基準）に規定する障害の程度に該当すると教育委員会が判断した児童生徒の保護者
- ③ 尾道市立の小・中学校の通常学級に在籍し、通級している児童生徒の保護者 **※支給対象は通学費のみ**

《参考》学校教育法施行令第22条の3

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によって歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

2. 申請方法・提出締め切り

受給を希望する人は、次の書類を在籍する学校へ提出してください。提出締め切りは4月21日(金)です。

対象者	必要書類
申請者全員	申請書(様式3) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(様式4)
★初めて申請する人 ★令和4年度受給者で振込先を変更する方	通帳のコピー
★令和5年1月2日以降に尾道市に転入された人 (令和5年1月1日時点で住民登録がない人) ※家族の中に上記の状態の方がいる場合も含む。	前住所地の市町が発行する所得課税証明 (所得課税証明は、おおむね6月頃に交付が可能となります。申請受付期間中に申請書のみ提出し、6月以降に課税証明書を提出してください。)
★学校教育法施行令第22条の3に該当する人 (通常学級に在籍する児童生徒)	障害の状態に関する申告書 (手帳や診断書、医療証等障害の状況が分かる書類のコピーを併せて提出してください。)

※ 確定申告、または市・県民税の申告が必要な人は必ず申告してください。

必要な手続きが終わっていない場合は、判定ができません。速やかに手続きしてください。

3. 結果通知・支給方法

判定結果は、7月初旬に在籍する学校を通じて通知します。認定の場合、年2回（9月、2月）指定された口座へ振り込みます。ただし、学校給食費については、在籍する学校へ支給します。

支給前に「支給明細書」で支給費目や金額、振込予定日をお知らせしますので、ご確認ください。

学校納入金に未納がある場合、児童生徒が在籍する学校へ振り込むことがあります。同意のうえ、申請してください。

4. 補助対象経費・必要書類

補助対象経費は実績を確認後支給するため、提出が必要な書類もあります。ご注意ください。（金額は令和4年度の年額です。）

費目		小学校	中学校	備考
学用品・通学用品購入費	児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品及び拡大教材の購入費。	定額 5,820 円	定額 11,370 円	左記の金額を年2回に分けて支給。年度途中の認定者については月割の金額を支給。
新入学学用品・通学用品購入費 (4/1 認定者のみ対象)	小・中学校に入学する児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費（ランドセル、通学かばん、学生服等）。	定額 25,555 円	定額 28,990 円	1・2 学期分と併せて支給
学校給食費	学校給食に要する経費。	実費額の半額		
修学旅行費	修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費等の経費（一部援助できない経費もあります）。	実費額の半額		
校外活動等参加費	学校行事として実施される校外活動（修学旅行を除く）に参加するために要する経費のうち、直接必要な 交通費・宿泊費及び見学料 （入館料等）の経費。 ・ 宿泊を伴うもの （1年に1回） ・ 宿泊を伴わないもの ・ 交流及び共同学習に要する交通費	実費額の半額 （宿泊あり） 上限 1,845 円 （宿泊なし） 上限 800 円	実費額の半額 （宿泊あり） 上限 3,105 円 （宿泊なし） 上限 1,155 円	
通学費	児童生徒が通学する場合に必要な（経済的・合理的な経路）となる交通費（公共交通機関を利用した場合のみ対象）。	実費額 ※Ⅲ区分の方は実費の半額		【必要書類】 ① 定期券の写し ② 通学費交付申請書
体育実技用具費	中学校の体育の授業の実施に必要な体育実具用具（柔道又は剣道）で授業を受ける生徒が個々に用意することとされている用具の購入費。	-	実費額の半額 （上限） （柔道）3,825 円 （剣道）26,455 円	【必要書類】 ① レシート・領収書 ② 体育実技用具費交付申請書

※認定は所得状況に応じてⅠ～Ⅲに区分されます。Ⅲの方は通学費（実費の半額）の支給のみが対象となります。

問い合わせ先

児童生徒が通っておられる学校又は尾道市教育委員会教育指導課学事係（TEL 0848-20-7474）へお気軽にご相談ください。

*** 申請は、中途申請も随時受け付けています。**

令和 5 年 度 特 別 支 援 教 育 就 学 奨 励 費 調
(児童生徒調)

児童・生徒氏名 生 年 月 日	学年 (通級等)	要・準 ・施設 ・辞退	住所	家族の状況			
				氏名	年齢	続柄	勤務先
尾道 花子	4		尾道市 久保1丁目15-1	尾道 太郎	42	父	〇〇産業
				尾道 道子	37	母	なし
尾道 秀男				63	祖父	〇〇サービス	
尾道 治郎				11	兄	〇〇小学校6年	
尾道						〇〇小学校2年	
平成00年 0月 00日			☒ 持 家 ☐ 借家借間	申請者の場合			
向島 道太	1	辞退	尾道市				
平成00年 0月 00日				☐ 持 家 ☐ 借家借間	辞退者の場合		
			尾道市				
平成 年 月 日				☐ 持 家 ☐ 借家借間			
			尾道市				
平成 年 月 日				☐ 持 家 ☐ 借家借間			
			尾道市				
平成 年 月 日				☐ 持 家 ☐ 借家借間			

令和5年度特別支援教育就学奨励費申請書

令和5年4月1日

尾道市教育委員会 様

私は、次のことに同意し、特別支援教育就学奨励費を申請します。

また、生計を同一にする家族の状況については、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書で報告します。

提出した日を記入してください。

申請者 (保護者)	住所	〒722-0000 尾道市 久保一丁目15-1	
	電話	0848-20-7474	
	フリガナ	オノミチ タロウ	
	氏名	尾道 太郎	
児童生徒	フリガナ	オノミチ ハナコ	オノミチ ジロウ
	氏名	尾道 花子	尾道 治郎
	学年	4	6
	住宅の形態	持家・借家	
	前年度の援助	有 無	

同じ学校に奨励費の対象となる兄弟姉妹がいる場合は、併記してください。

《個人情報の使用》

- 特別支援教育就学奨励費の決定又は実施において必要がある場合には、私及び私と生計を同一にする者の住民基本台帳、市民税課税台帳等の個人情報を教育委員会が閲覧し、これを根拠として用いることに同意します。また、このことについて、私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。

《委任》

- 認定後、特別支援教育就学奨励費の請求に関する事務を児童生徒が在籍又は通級する学校の校長に委任します。また、特別支援教育就学奨励費のうち学校給食費の受領及び執行については、校長に委任します。
- 学校に支払うべき経費を滞納し、学校運営に支障を来す場合には、私の下記口座への振り込みを停止し、特別支援教育就学奨励費に関する一切の権限を校長に委任します。

《口座振込依頼》

- 特別支援教育就学奨励費は下記の口座に振り込みを依頼します。なお、振り込みをもって受領したものとします。また、特別支援教育就学奨励費のうち学校給食費の受領及び執行については、校長に委任し、学校指定口座への振り込みを依頼します。

※ 申請（保護）者の口座を指定してください。

振込 口座	金融機関名	広島 (ゆうちょ)						銀行 金庫 組合・農協	支店名	尾道 (五一八)						支店・支所 出張所
	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)	9	9	9	9	9	9	預金種別	普通・当座・ その他 ()							
	口座番号 (ゆうちょ銀行)	(1)	(5)	(0)	(0)	(0)	—	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(1)	
	口座名義 (カタカナ)	オ	ノ	ミ	チ		タ	ロ	ウ							

振込先の口座を記入してください。初めて申請する方や前年度の受給者で口座を変更する方は通帳のコピーをあわせて提出してください。

《申請内容の変更》

- 申請した内容に変更がある場合には、速やかに就学している学校又は尾道市教育委員会教育指導課へ届け出ることに同意します。また、世帯状況の変更に伴い、請求又は返納等が生じた場合の事務を児童生徒が在籍する学校の校長に委任し、これに従います。
- 特別支援教育就学奨励費に係る利子については、放棄します。

(学校記入欄)

特別支援教育就学奨励費の必要な児童生徒として報告します。

就学奨励費のうち口座振込支給対象経費の執行については、尾道市教育委員会に委任します。

尾道市立

学校長

特 別 支 援 教 育 就 学 奨 励 費 に か か る 収 入 額 ・ 需 要 額 調 書

記入例

(整理番号) No.

保護者等（申請者）氏名 尾道 太郎			住所 尾道市久保一丁目15-1			幼児・児童・生徒氏名 尾道 治郎 尾道 花子			学校名、学年（特別支援学級名）等 〇〇小学校 たんぽぽ組・ひまわり組			※都道府県の地区別区分 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2											
世帯の収入状況 ☆給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者 については、総所得金額から10万円を控除する			世 帯 の 状 況 (前 年 12 月 末 日 現 在)			需 要 額 等																	
			保 護 者 等 氏 名			生 年 月 日 (満 年 齢)			続 柄 (該当に丸を付け、その他 は具体的に記載)			個人別総所得額（給与所得又は公的 年金所得の有無）			教 育 扶 助 基 準			生 活 扶 助 基 準					
												※ 給与所得有 ☒ 公的年金有 ☐			通 学 費			※ 学校給食費 基準額等			※ 期末一時扶助費 等		
所得 控 除 前 の	総 得 金 額 ☆		円		※		尾道 太郎		S55年10月10日 (42 才)		父・母・本人 祖父母・その他		円										
	退 職 所 得 金 額		円		※		尾道 道子		S60年 5月10日 (37 才)		父・母・本人 祖父母・その他		円 ※										
	山 林 所 得 金 額		円		※		尾道 秀男		S34年12月1日 (63 才)		父・母・本人 祖父母・その他		円 ※										
	計		A		※				年 月 日 (才)		父・母・本人 祖父母・その他		円 ※										
所 得 控 除	社 会 保 険 料		円		※		子 等 の 氏 名		生 年 月 日 (満 年 齢)		続 柄 (該当に丸を付け、その他 は具体的に記載)		在 学 学 校 名 ・ 学 年 (特別支援学級の在籍の有無)		円			円			円		
	生 命 保 険 料		円		※		尾道 治郎		H23年 8月 5日 (11 才)		本人		〇〇小学校・6年 (有)		円			円			円		
	地 震 保 険 料		円		※		尾道 花子		H25年 4月10日 (9 才)		兄・姉・弟・妹 その他 本人		〇〇小学校・4年 (有)		円			円			円		
	ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ		円		※		尾道 桜子		H27年 9月 5日 (7 才)		兄・姉・弟・妹 その他		〇〇小学校・2年 (無)		円			円			円		
	計		B		※				年 月 日 (才)		兄・姉・弟・妹 その他				円			円			円		
所 得 額 (A - B)			C			※			年 月 日 (才)			兄・姉・弟・妹 その他											
所 得 月 額 (C × 1/12)			D			※			年 月 日 (才)														
障 害 者 加 算 控 除 (保護基準により算定)			E			※			年 月 日 (才)														
収 入 額 (D - E)			F			※			合 計						a ※ b ※ c ※ d ※ e ※								
通 学 費 明 細 (特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)															特 記 事 項 □ 要保護者 (□ 被保護 ・ □ 要保護)			支弁区分 □Ⅰ段階 (令第2条第1号該当) □Ⅱ段階 (" 第2号該当) □Ⅲ段階 (" 第3号該当)					

【注意事項】
太枠の中を記入してください。
(その他の欄は教育委員会で
記入します。)

前年（令和4年中）の収入について、
給与所得又は、公的年金がある場合は、
該当するものに✓をしてください。

特別支援学級に
在籍する場合は「（有）」
在籍しない場合は「（無）」
と記入してください。

収 入 額 ※
需 要 額
$$\frac{F}{i}$$

- (注) 1. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
2. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせる。